

Mac24 電子カルテをご利用のお客様へ

令和3年4月6日に発表された事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 40)」にて臨時的な取扱いが通達されましたので診療マスターを更新いたします。

<https://ajhc.or.jp/siryo/20210406-1.pdf> 参照

■新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 40)

〈問2の通知内容〉

「禁煙治療のための標準手順書」に沿って情報通信機器を用いた禁煙治療を実施した場合は、初回の診察については、B000 特定疾患療養管理料の2に規定する 147 点を、5 回目の診察については、B001-3-2 ニコチン依存症管理料の1ロ(2)に規定する 155 点を、それぞれ算定して差し支えない。また、初回の診察から情報通信機器を用いた禁煙治療を実施した場合は、B001-3-2 ニコチン依存症管理料の2に規定する 800 点を算定して差し支えない。

なお、算定するに当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に、情報通信機器を用いた診察であること及び何回目診察であることを記載すること。

〈問3の通知内容〉

初回の診察について、B000 特定疾患療養管理料の2に規定する 147 点を算定した場合には、A000 初診料の注2に規定する 214 点(他の疾患について当該保険医療機関において初診があった場合には、A001 再診料の注9の規定による 73 点)を別に算定できる。

また、5 回目の診察について、B001-3-2 ニコチン依存症管理料の1ロ(2)に規定する 155 点を算定した場合には、A001 再診料、A002 外来診療料、C000 往診料、C001 在宅患者訪問診療料(I)又はC001-2 在宅患者訪問診療料(II)は別に算定できない。

お知らせ:2021年4月改正(上記)に向けて、マスター類を更新いたします

4月の3・4週にマスターを更新いたします。

「同期」の表示は有りませんので、そのままお使いください

2021年ゴールデンウィーク休業期間のご案内

期間:2021年4月29日(木)~2021年5月5日(水)

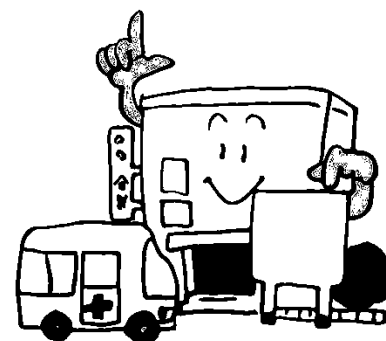
2021年4月29日(木)	お休み
30日(金)	9時~19時
2021年5月1日(土)	サポートのみ 9時~18時
2日(日)	お休み
3日(月)	お休み
4日(火)	お休み
5日(水)	お休み

■期間中の緊急連絡先■

電子カルテシステム他
090-3816-6748(木村)
090-2141-3975(原田)

Dr.24 予約システム
070-6660-9352(吉田)
070-6662-6757(柳澤)

ezSleep システム
070-3988-1306(白井)
090-2141-3975(原田)



株式会社 マクロスジャパン メディカル事業部

〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町 10-16 MYARK 日本橋ビル 8F

TEL: 03-3666-6767(代) 03-3666-7171(サポート専用)

FAX: 03-3666-6711 E-mail: support@macros.co.jp

Web site: <https://macros.co.jp>